

<h1>ぎょうせい立川</h1>	東京都行政書士会立川支部
	事務所：立川市高松町 3-14-11-304
	電話：042-521-6621
	FAX：042-521-6623
	発行人：大瀧一彦
東京都行政書士会立川支部報 平成27年度第3号	編集委員：樋口健次、鈴木祐二
	発行日：平成28年 2月10日

平成28年新春を迎えて

～ 年頭のご挨拶 ～

支部長 大瀧 一彦

新年明けましておめでとうございます。

皆様にとって希望と飛躍の年明けを迎えられたことをお慶び申し上げます。日頃、支部会員の皆様には、多大なご協力とご理解を賜りまして、支部活動も円滑に進捗できておりますことについて、重ねて厚く御礼申し上げます。

立川支部会員も、160名を超えて参りました。会員の皆様の専門とされる業務も多岐に渡り、まさしく行政書士ならではの特徴を生かした分野への進出が散見されますし、今後も会員の皆様の一層の活躍が期待されております。

昨年12月4日に「特定行政書士」の誕生が報告されました。

行政書士が代理によって申請した許認可等について不利益処分があった場合、不服申し立てができるという制度です。国民市民や事業者の代弁者ともなり得る代理権です。行政書士の地位向上への礎ともなり、行政書士業務への信頼にも結びつくモノです。反面には、私たち行政書士には大きな責任と法令遵守という義務が課せられます。

諸官庁などの提出窓口やクライアントへの申請説明、事実挙証に対する厳しい姿勢と判断、円滑な手続を行うための法的知識など、求められる責任は大きいものです。権利という矛を主張するには、義務という楯を心得る必要があります。

立川支部を構成する地域は、近年目覚ましい発展・繁栄を遂げております。

諸官庁の施設や商業施設の進出拡大は、人を呼びモノを運んできました。その結果、経済活動の活性や行政施策の充実が遂げられております。昨今は医療機関や福祉施設の整備や物流交通の基点整備も行われつつあります。今後益々発展するこの地域に拠を置いている皆様が行っている業務への期待は大きいものがあります。

支部活動におきましては、従来から市民の皆様に対し「暮らしの相談ごと」として、月例無料相談会や街頭無料相談会、各種相談会を通じて、身近に接する機会を設営しております。主に各市役所の窓口のご協力を頂き行っておりますが、年間相談件数は150件を超えております。このように身近な『街の法律家』として地域市民の皆様から厚い信頼と評価を頂いている私達行政書士は、更に社会貢献を果たす職となってきました。その期待に応えるためにも、より一層の業務研鑽と法令遵守が必要です。

最後に、今年1年が会員の皆様にとって良い年でありますよう、又皆様の事務所のご繁栄とご隆盛を祈念いたしまして、年頭の挨拶といたします。

本年も宜しくお願い申し上げます。



平成28年 新年賀詞交歓会

平成28年1月29日（金）立川グランドホテルにおいて、年初恒例の立川支部新年賀詞交換会が開催されました。多数のご来賓の方々から、地域に深くかかわる行政書士への強い期待とご支援のお言葉を頂戴したのち、フラメンコのギター・歌・ダンスを交えての華やかな雰囲気の中、盛大に行われました。



御来賓の方々には以下の通りです。（代理出席を含みます）

東京都行政書士会 会長	常住 豊 様	国立市議会議員	青木 健 様
東京都行政書士政治連盟 会長	田崎 敏男 様	東大和市議会議員	木戸岡秀彦 様
東京都行政書士会 名誉会長	中西 豊 様	武蔵村山市議会議員	遠藤 政雄 様
立川市長	清水 庄平 様	(株) 日本政策金融公庫立川支店 課長	
国立市議会 議長	中川喜美代 様		永井 聡 様
立川商工会議所 会頭	佐藤 浩二 様	(公社) 東京都宅地建物取引業協会立川支部 副支部長	
衆議院議員	小田原 潔 様		原田 雅幸 様
衆議院議員	長島 昭久 様	(公社) 全日本不動産協会東京都本部多摩北支部 支部長	
衆議院議員	高木 陽介 様		及川 昇一 様
衆議院議員	木原 誠二 様	東京都行政書士会 副会長 杉並支部長	河野 基史 様
衆議院議員	松本 洋平 様	東京都行政書士会新宿支部 支部長	菅原 次郎 様
東京都議会議員	谷村 孝彦 様	東京都行政書士会多摩中央支部 支部長	小網 淳一 様
東京都議会議員	高楯 健一 様	東京都行政書士会多摩西部支部 支部長	佐藤亜矢子 様
東京都議会議員	北久保 眞道 様	東京都行政書士会国分寺支部 支部長	菊地 徳治 様
東京都議会議員	清水 孝治 様	東京都行政書士会田無支部 支部長	高橋 静夫 様
東京都議会議員	山内れい子 様	東京都行政書士会国分寺支部 副支部長	石井 一也 様
東京都議会議員 (立川支部会員)	酒井 大史 様	東京都行政書士会国分寺支部 副支部長	岸本 明彦 様
立川市議会議員	佐藤 寿宏 様	東京都行政書士会田無支部 副支部長	平野 彰 様
立川市議会議員	伊藤 大輔 様	東京都行政書士会田無支部 総務部長	福田 拓 様
立川市議会議員	大沢 純一 様	東京都行政書士会武鷹支部 副支部長	後藤 尚武 様

知っ得！情報 その1

補助金申請のすすめ

柿崎経営法務事務所 柿崎 誠治

皆さんは「補助金申請」あるいは「補助金申請業務」という言葉を耳にされたことがありますか。「補助金申請（業務）」は、社会保険労務士や税理士の先生たちが積極的に取り組んでいるのに比べて、行政書士は一部の先生を除いて残念ながらあまり取り組めていないように感じます。近くに補助金申請の経験がある行政書士がいないことも、ハードルを高くしている原因なのかもしれません。しかし、魅力ある制度が手の届くところにあるのですから、ぎょうせい立川の紙面をお借りして「補助金申請（業務）」を少しご紹介したいと思います。

そもそも補助金とは何でしょうか。補助金とは、“国や地方公共団体が公益上の必要がある場合に交付する金銭的な交付”のことです。どういった補助金があるかについては一般に情報が公開されており、要件に適合する事業者（法人または個人）は誰でも申請することができます。

私たち行政書士も個人事業者（または行政書士法人）ですから、自分の仕事のために補助金を申請することができます。昨年度採択された申請を見ると、「土業連携による気軽で利用しやすい法的サービスの提供」、「成年後見、相続、遺言を中心とした相談会の開催」、「専門ウェブサイト開設による販路拡大」、「交通事故被害者請求（後遺障害等級認定）業務の受注拡大」、「相続・遺言サービスと許認可手続きサービスの広報及び集客強化」といったテーマが並んでいます。いずれも関東地方の行政書士が申請して採択されたものです。

更に、行政書士業務として補助金申請に取り組むこともできます。補助金申請のためには申請書を作成しなければなりません。私たちにとっては当たり前のことですが、これが一般の中小企業や個人事業者にとっては意外に難しいのです。「申請書作成が難しいから申請をあきらめた」ということも少なくありません。私たち行政書士は官公庁に提出する書類作成のプロですから、これを自分の業務として取り込むことはそれほど難しいことではないでしょう。お客さまから見れば、難しい申請書作成を専門家である行政書士に任せることができるだけでなく、適切な申請書を作成することで申請が通る可能性が高くなると共に、申請が通った場合は行政書士への報酬を大きく上回る補助金が国や地方公共団体から振り込まれます（後払いですが）。

また、補助金は「国や地方公共団体が公益上の必要がある場合に交付する」ものですから、補助金を必要としている中小企業や個人事業者の補助金申請を手伝うことは、行政書士の社会的な貢献の点からも意義のある仕事です。

補助金の情報は、インターネット等から入手できます。インターネット検索で「補助金申請」、「補助金公募」といったキーワードで検索してみてください。中小企業庁のホームページでも情報を公開しています。

国会で審議される補正予算に基づく補助金は、通常3月以降に公募されるので、今からが補助金申請や補助金申請業務に取り組む最適な時期です。この機会に申請書作成のプロである行政書士として補助金申請に挑戦してみたらいかがでしょう。

【立川市曙町 1-32-42 プラザシティ立川 1-814】

知っ得! 情報 その2

空き家対策特別措置法について

西村 公一

放置され老朽化して危険な状態になっている空き家が問題となっていました。平成27年5月26日空き家対策特別措置法が全面施行されました。空き家対策特別措置法について簡単に内容を確認してみたいと思います。

空き家対策特別措置法では、①老朽化等により危険な状態の空き家、②ゴミの放置など衛生上問題がある状態の空き家、③適切な管理がされていないため、景観を損なっている状態の空き家、④その他周辺の生活環境を保全するために放置することが不適切な状態の空き家と4つの状態の空き家を「特定空家等」と定義しています(第2条2項)。「特定空家等」とみなされた空き家の所有者に対し市町村長は、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を取るよう助言又は指導、勧告及び命令することができ(第14条)。措置を命じても履行がなされないときは、行政代執行の方法により強制執行することができるようになりました。順序だてて手続きを経たうえで最終的に強制執行ができるということです。

これまで空き家が放置されてきた理由の一つが、家屋を解体して更地にしてしまうと固定資産税が最大6倍になってしまうということでした。今回税制改正も行われ、空き家対策特別措置法で、空き家の所有者に勧告が行われた場合、固定資産税の住宅用地の特例の対象から除外されることになりました。あくまで、助言・指導に従わず勧告された場合に固定資産税の特例除外となります。

親が亡くなった後も相続手続きが行われないうまま、放置されている空き家についての相続手続きの相談を受けることがあります。今後、空き家対策特別措置法の影響による相続の相談もあるでしょう。相続の相談の場面で、空き家対策特別措置法の説明も必要になるかもしれません。

(参照)

国土交通省

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html



【武蔵村山市大南2丁目66番地の9】

ラグビー観戦のススメ

神宮行政書士事務所 神宮 智恵

昨年9月に開催されたラグビーワールドカップは、日本チームの大健闘によって国内でもおおいに盛り上がったことは皆さんのご記憶にも新しいことと思います。

私の家には往年の元ラグビー選手と現役の高校生ラグーマンがいますので、普段からラグビーの話題が多いのですが、奇跡の南アフリカ戦以後、ずっと盛り上がりっぱなしで、今でも家ではほとんどラグビー以外のテレビも見ることができません。

そんな状況にいますので、ほとんどルールもわからないまま、観戦歴だけはどんどん長くなっています。

ラグビーはルールが難しいと思われるようですが、ボールを後ろにパスしながら前に前に進むこと、パスをつないでトライにつなげることが基本です。(私もそのくらいしかわかりません。) 必ずしも身体が大きいとか足が速いとか、特別運動神経の良い選手が有利なわけではなく、選手一人一人の個性や強みを活かし、それぞれの役割を果たし、チームを勝利に導くところがおもしろいところだと思います。



またラグビーというスポーツは、規律を重んじるスポーツです。どのスポーツにも言えることだと思いますが、ラグビーでも、私生活や礼儀がきちんとしているチームほど勝ち進んでいるようです。反対にどんなに素晴らしい能力を持った選手も、規律を守れない選手は試合には出られません。

試合の中では、どうしてもトライをした選手に目がいきますが、本当にすごいのは、ボールに触ることなくトライの場面を演出するために戦っている選手のような気がします。

実は、大企業のトップにはラグビーファンが多いと聞いています。同じ目標に向かって、一人一人が信念をもって自分の役割を頑張り続けること、そして規律を守り仲間を信じて、またサポートし、前に進み続けることが勝利につながる、そんなところが企業の組織の中でも共通するのかもしれませんが。

そんなこむずかしいことは抜きにしても、ラグビー観戦はとても楽しいです。

いまだにルールがよくわからない私でも、私と身長があまりかわらない小さな選手が2m近くもある大きな選手にタックルして倒すところを見るのはとても爽快です。

2019年に日本で開かれるワールドカップも今から楽しみです！

「特定行政書士」が誕生しました

一昨年に公布、施行された「行政書士法の一部を改正する法律」に基づき、日本行政書士会連合会が実施する特定の研修を修了した行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続きについて代理し、及びその手続きについて官公署に提出する書類を作成することを業とすることができることとされました。

そして昨年4月からのプレ研修、法定研修を経て考査に合格され、去る12月4日を修了日として、全国で2,428名、東京都では424名の特定行政書士が誕生いたしました。

編集調べによれば、立川支部エリア内では8名の方が修了されております。誠にありがとうございます。今回その中から鈴木祐二会員の手記をご紹介します。これから特定行政書士になろうと考えられている皆様のご参考となれば幸いです。

私が特定行政書士を目指した理由

特定行政書士 鈴木 祐二

理由は、大きく分けて2つある。その一つは、面子である。

私はかつて法曹を目指していた。私にとって法曹とは司法試験に受かることを意味していた。そして、裁判所法第3条第1項の法律上の争訟を扱う裁判官、検察官及び弁護士でなければならぬと考えていた。私は「法律家」は、「紛争性、事件性のある法律事務の代理を業としてできる者」と信じ込んでいる。

平成26年に改正された行政書士法第1条の3第1項二号により行政不服申立の代理権が特定行政書士に与えられた。つまり、一部ではあるが紛争性、事件性のある法律事務の代理権を得たのである。このことにより私の考える「法律家」と特定行政書士とは重なるため、自分で名実ともに「法律家」と自負することができるからである。

もう一つは、特定行政書士の将来性である。

特定行政書士になってもメリットがないとか、行政書士法第1条の3第1項二号の改正位では、業務の増加が期待できないとか、いわれているが、しかし、坂本廣身顧問弁護士は、「行政書士の不服審査代理権は旧行政裁判所の訴訟代理権を得たことと同じで、この価値は千金に値する価値である。前述した通常裁判所以外の行政庁の訴訟形態の弁護士資格を得たのである。実質的には超一級の訴訟代理権であり、司法書士の簡裁民事代理権とは比較にならない高度な訴訟形態の筈である。」(*)と言っている。私も同感である。

行政書士法第1条の3第1項二号の不服審査代理権は、行政書士法第1条の目的を受けてスタートしている。私は行政に関する手続の円滑な実施と国民の利便に資することを目的として進めるならば、将来的にADR代理権、家事審判代理、行政事件訴訟の出廷陳述権と繋がるはずであると考えます。

私は、特定行政書士とは、「行政手続及び法律事務に精通した法律家である。」と定義する。そして、特定行政書士は将来性があるが故により高い倫理観が要求され、同時に社会一般から大きな期待を受けると思う。高い倫理観・社会からの期待は、これらを履行すれば社会貢献とならないか、私は、社会貢献がしたい。以上が特定行政書士を目指した理由である。

(*) 坂本廣身、「行政不服審査代理権と行政書士業界の飛躍的発展のために」、行政書士とうきょう 2015.12、P.45

TOPICS

支部懇親会を開催しました

平成 27 年 9 月 26 日、新入会員向けセミナーののち、昭和の森ガーデン（昭島）において、支部新入会員を交えて支部懇親会を開催しました。多数の会員や市議会議員・都議会議員・国会議員の先生方もご参加頂き、有意義な時間を過ごせました。



法教育出前授業を行いました

平成 27 年 10 月 20 日、武蔵村山市立第 9 小学校の 6 学年で「法教育出前授業」を行いました。今回はグループワークを取り入れ、1 クラス 30 名前後を 6 班にわけて、話し合いと発表を行ってもらいました。非常に活発な議論が行われ、一生懸命発表してくれました。

テーマ：「職業選択の自由」 資格制度と許認可制度
講師：山口幹夫先生（支部事業開拓部長）



支部研修会を開催しました

平成 27 年 10 月 29 日、「家族信託の基礎とケーススタディ」と題し、信託業務の基礎知識から応用・活用に至る詳細な内容の講義を頂きました。遠方の他支部からもご参加を頂きました。

場所：三多摩労働会館 3F
講師：行政書士 坂本拓也先生
（立川支部会員）

課題：家族信託の基礎とケーススタディ
参加者：40 名



新入会員の紹介

平成27年11月以降に開業された新入会の先生方を紹介します。

皆さんの今後の活躍を期待するとともに、立川支部一同、一緒に頑張っていきたいと思います。また、研修会や厚生行事等の支部活動にも奮って参加ください。

今回は新入会の皆様の行政書士になったきっかけや、これからの抱負等をご紹介します。

氏名	事務所所在地・事務所名称	電話番号	取扱業務	登録日
内野 喜行	〒190-0012 立川市曙町 1-16-17 ライトウェル曙 102 内野法務行政書士事務所	042-519-3832	<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可関係業務 風俗営業許可関係業務 法人設立関係業務 著作権等、知的財産関係業務 	H27.11.1
<p>著作権契約等各種の契約書の作成や相談、商標の国際出願調査などをしていますが、法人・個人の開業時等や個人の日常生活上の法律的なアドバイスが可能な行政書士に魅力を感じ登録致しました。</p> <p>今後は勉強を重ね、信頼され頼られる、街の法律家を目指します。</p>				
平田 義数	〒186-0001 東京都国立市北 3-27-17 行政書士平田義数事務所	042-524-3468	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の登録、廃車、名義変更等届出業務全般の代行及び申請書類作成業務 	H27.11.15
<p>自動車関係の行政職を勤め、平成27年に定年退職。その間の行政経験と知識を地域の皆様のお役に立てられるようこの仕事を選びました。まだまだ未熟ですが、諸先輩の皆様のように、地域の皆様に信頼されるよう研鑽努力していく次第です。ご指導をよろしくお願いします。</p>				
木下 保弘	〒190-0022 立川市錦町 1-1-20 NK 第3ビル 401号室 行政書士木下保弘事務所	042-512-7267	<ul style="list-style-type: none"> 遺言書原案作成 遺産分割協議書作成 相続等民事法務 成年後見業務 	H27.12.15
<p>昨年8月に、25年務めた農林水産省を、行政書士になりたくて早期退職しました。</p> <p>新たな人生の出発を、ここ立川でできることに期待と不安でいっぱいですが、諸先輩方を見習い、圧倒的的努力で業務に邁進する所存です。</p>				
吉田 勇作	〒190-0001 立川市若葉町 2-9-1 吉田勇作行政書士事務所	042-537-7426	<ul style="list-style-type: none"> 不動産法務 遺言書作成 相続法務 契約書作成 	H28.1.1
<p>私は、長年不動産会社にて、紛争解決や相続に関する業務を行わせて頂いておりました。</p> <p>その経験や知識を生かし、お客様に満足頂けるような事務所に来れるよう努めてまいりますので、宜しくお願い申し上げます。</p>				